






		課室名		職員課				
起案日		平成25年10月7日		決裁日		25年10月7日		
課内		検討者					決裁者	
担当者	起案責任者						副参事兼職員課長	
	人事係長  Tel 2322							
副主幹兼 研修厚生係長 	管理監兼補佐 ・給与係長 	意見						
		合議者						
		意見						
広報のべおかへの掲載		否		ホームページへの掲載		否		

件名： 附属機関及び懇談会等に係る調査の実施について

標記の件について、附属機関及び懇談会等に選任されている委員の実態を把握するため、下記のとおり就任状況等の調査を実施します。

については、各課室長に対し、別紙のとおり依頼します。

<裏面に続く>

記

1. 調査時点 平成25年10月1日現在

2. 調査対象となる附属機関等

1) 附属機関：法律又は条例の定めるところにより設置される審議会、委員会等

2) 懇談会等：規則の定めるところにより設置される懇談会、懇話会等

3) その他：上記によらず要綱、内規等を根拠として委員への発令を行い、報酬を支払っているもの（報償費で支出しているものは除く）

※上記「その他」については、「附属機関等の設置、運営基準に関する要綱の制定及び運用について（通知）」（平成11年2月1日付延職第138号）の内容に沿っていないものの実態を把握するものです

3. 調査様式 別紙1のとおり

4. 調査依頼 別紙2のとおり

◆平成25年度 附属機関等委員名簿

※平成25年10月1日現在で記入してください

附属機関等名称	分類	役職	委員氏名	ふりがな	性別	年齢	任期			職・役職名	充職	公募	担当課所名
							就任日	満了日	初就任日				
【記入例】 ○○○審議会	附属	委員	延岡 太郎	のべおか たろう	男	50	H25. 4. 1	H27. 3. 31	H23. 4. 1	○○株式会社・代表取締役			○○○課

附属機関等は「附属」
懇談会等は「懇談」
上記以外は「その他」と記入

「会長」・「副会長」・「委員」のいずれかを記入

姓と名の間は1字あける

ひらがなで記入
姓と名の間は1字あける

無職の場合は「無」と記入

「公募」による委員には「○」印を記入

事 務 連 絡
平成25年10月 日

各 課 室 長 様

職 員 課 長

附属機関、懇談会等及びその他の委員の調査について（依頼）

附属機関、懇談会等及びその他の委員について、現在選任されている委員の実態を把握するため、就任状況等の調査を行いたいと考えます。

つきましては、調査表（IPKOffice「部門フォルダ」－「職員課」－「25 附属機関等調査表」）を作成していただき、10月18日（金）までにメールにより下記までご回答くださいますようお願いいたします。（休止、未開催のものについてもご記入願います）

なお、該当がない課室についても、その旨をメールで回答願います。

また、年度途中で委員の変更があった場合等は、その都度職員課へ委員名簿をご提出ください。

記

1. 調査時点 平成25年10月1日現在

2. 定 義

附属機関：法律又は条例により設置されている審議会、委員会、協議会等

懇談会等：規則により設置されている懇談会、懇話会等

そ の 他：上記によらず要綱、内規等を根拠として委員への発令を行い、報酬を支払っているもの（報償費で支出しているものは除く）

3. 調査表記入上の注意

「充職」欄は法律、条例等で、委員の職・役職について明確に規定されている場合にのみ「○」印を記入してください。学識経験者などとして、慣例的にその職を充てている場合は対象となりません。

4. 提出先 人事係 長友宛

（文書取扱 : 人事係 長友 内線2323）

課 所 長 様

総 務 部 長

附属機関等の設置、運営基準に関する要綱
の制定及び運用について（通知）

附属機関及び懇談会等の適正な設置、運営を図るため、検討会議を設け全庁的に検討を行ってまいりましたが、その検討結果に基づき「附属機関及び懇談会等の設置及び運営の基準に関する要綱」を制定し、平成11年4月1日から施行することとなりましたので通知します。

あわせて、要綱の運営上の留意事項等を下記の通り通知します。

今後、審議会等の設置、運営については、本要綱等に基づき厳正なる管理を行っていただきますようお願いいたします。

また、既に設置されているものについても要綱に基づき、所要の整備を速やかに実施されるようお願いいたします。

記

1 添付資料

- (1) 附属機関及び懇談会等の設置及び運営の基準に関する要綱 ……………（資料1）
（平成11年4月1日施行）
- (2) 要綱の運用にあたっての留意事項等 ……………（資料2）
（平成11年4月1日施行）
 - ① 要綱の運用にあたっての留意事項
 - ② 附属機関及び懇談会等以外の会議、会合に関する留意事項
 - ③ 庁内プロジェクトチーム等の設置等に関する留意事項

※資料1、2につきましては、内部資料としてのみ活用し、取り扱いには十分注意してください。

2 今後の取り組み等

- (1) 要綱に基づく名称、委員の構成の見直し
- (2) 11年度実施に向けた、3月議会での条例整備および規則の整備
- (3) 11年度当初予算における「報償費」および「委員報酬」の整理

附属機関及び懇談会等の設置及び運営の基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、附属機関及び懇談会等の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により法律又は条例の定めるところにより設置される審議会等であって、執行機関からの求めに応じ、その行政執行に必要な調停、審査、審議又は調査等を行う機関をいう。

2 この要綱において「懇談会等」とは、調停、審査、諮問又は調査を目的としない行政運営上の意見の聴取、懇談等の場として、規則の定めるところにより設置されるものであって、同一名称の下に、同一者に、複数回、継続して参集を求めるものをいう。

(附属機関の設置)

第3条 附属機関は、法律の定めるところにより設置が義務付けられているものを除き、次に掲げる条件のいずれにも該当する場合に限り設置するものとする。

- (1) 市民の広範な意見や専門的知識を行政に反映し、又は公正性を確保するため、市民、各種団体、専門的知識を有する者等の意見を必要とすること。
 - (2) 前号に規定する者から個別に意見を聴取するだけでは不十分であること。
 - (3) 他に審議事項を調査審議させる適当な附属機関が存在しないこと。
- 2 設置の必要な期間が臨時的なものである場合は、条例に期限を明示すること。

(附属機関の委員の選任)

第4条 附属機関の委員の選任にあたっては、法令等に特別な定めのある場合を除き、その設置の目的に応じて、市民の幅広い意見及び専門的観点からの意見の反映並びに公正性の確保を図るため、次の各号に定める事項に留意するものとする。

- (1) 委員の選任にあたっては、広く市民の意見を聴くため、広範な各層から選任すること。
- (2) 満年齢70歳を超えた者は、原則として選任しないこと。ただし、充職による選任等の場合は、この限りでない。
- (3) 同一人に複数の委員の職が集中しないよう留意すること。やむを得ず兼務する場合については、原則として5機関までとすること。

- (4) 委員としての在任期間は、概ね10年までとし、それ以降は原則として更新をしないこと。ただし、充職による選任等の場合は、この限りでない。
 - (5) 委員の充職の基準を見直し、充職による選任は、必要最小限にとどめること。
 - (6) 各種団体に委員の推薦を依頼する場合は、その代表者に限定せず、できるだけ他に委員の職を兼務していない者を推薦してもらうこと。
 - (7) 「のべおか女性プラン21（平成17年度における女性の登用率目標値30%）」に基づき、委員について女性の積極的登用を図ること。
 - (8) 市職員は原則として委員に任命しないこと。ただし、審議の内容が専門技術的で市職員の参加が必要不可欠である場合など特別な事情があると認められる場合は例外とする。
- 2 委員を任命する場合は発令行為を行い、委員に対して費用を支払う場合の歳出科目は、報酬又は費用弁償としての旅費となるものであること。
 - 3 委員の数は、原則として20人以内とすること。

（附属機関の設置等の見直し）

第5条 既に設置されている附属機関のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。

- (1) 所期の目的を達したもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により必要性が著しく低下してきたもの
- (3) 活動の実績が少ないもの
- (4) 開催されていても形式的で設置の効果が乏しいもの
- (5) 関係者からの意見聴取その他の方法により設置の目的の達成が可能なもの
- (6) 設置の目的、所掌事務及び委員の構成が他の附属機関と類似し、又は重複しているもの等、行政の総合性又は効率性の確保の見地から他の附属機関との統合が望ましいもの

（事務手続等）

第6条 附属機関の設置、廃止、統合及び運営に関する条例等の改正にあたっては、総務部長、総務課長及び職員課長に合議するものとする。

- 2 附属機関の委員の選任にあたっては、事前に職員課長に合議すること。なお、合議にあたっては、委員に任命しようとする者について別に定める様式の名簿を添付するものとする。

(懇談会等の設置、運営基準)

第7条 懇談会等の設置、運営等にあたっては、次の各号に定める事項に留意するものとする。

- (1) 懇談会等の設置、運営等に係る定めは、規則によること。なお、臨時的なものである場合は、設置の期限を明示すること。
 - (2) 附属機関と誤って受け取られるような組織としての意思を決定するための手続（議決手続き及び定足数）による運営を行わないこと。
 - (3) 懇談会等に係る規則等においては、次の事項に留意するものとする。
 - ア 附属機関と誤って受け取られるような「審査会」、「審議会」、「調査会」、「委員会」を付した名称は用いないこと。
 - イ 附属機関の所掌事務と誤って受け取られるような「調停する」、「審議する」、「審査する」、「諮問する」、「答申する」の表現は用いないこと。
 - ウ 附属機関の審議結果と誤って受け取られるような「答申」、「建議」の表現は用いず、「報告書」、「提言書」、「意見書」等の表現を用いること。
- 2 第5条及び第6条第1項の規定は、懇談会等の設置、運営等について準用する。

(懇談会等の構成員の決定等)

第8条 懇談会等の構成員の決定等にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 決定に際しては、発令行為を行うこと。
 - (2) 出席者に対して費用を支払う場合の歳出科目は、報酬又は費用弁償としての旅費となるものであること。
- 2 構成員に関するその他の事項については、第4条の規定の趣旨を踏まえて決定するものとする。
- 3 第6条第2項の規定は、懇談会等の構成員の決定等について準用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。ただし、既に設置されている附属機関に係る第4条の規定は、平成11年4月1日以降の最初の改選時期から適用する。

要綱の運用にあたっての留意事項等（平成11年4月1日施行）

1 要綱の運用にあたっての留意事項

(1) 第2条第2項関係

懇談会等とは、行政運営上の意見の聴取、懇談等の場として、規則により設置、運営されるもので、同一名称の下に、同一者に、複数回、継続して参集を求めることを予定しているものであり、次に掲げるものは該当しない（単なる会議、会合として除外すること。）。

- ① 関係行政機関の職員のみを構成員とするもの
- ② 関係団体間の調整や啓発を目的としたもの
- ③ 連絡調整を目的としたもの
- ④ 懇談のみにとどまり、懇談の結果を整理した報告書等の作成を予定しないもの

(2) 第4条関係

① 第1項関係

附属機関の委員の構成については、法令等である程度の規定がなされているが、個々の任命は、執行機関の裁量に委ねられている場合が多いことから、一般的な委員の任命基準を明示することとしたものである。なお、懇談会等の構成員についても本規定の趣旨を踏まえて決定するものとする。

第2号

現に活躍している世代からの幅広い意見を反映し、時代に対応した一層活発な審議を行うため、70歳を越える者の任命は原則避けることとした。

第3号

市民の幅広い意見を反映するため、同一人による委員の兼職を5機関までに制限することとした。この5機関には懇談会等を含めるものとする。

第4号

市民の幅広い意見を反映するため、在任期間を制限することとした。なお、本規定にかかわらずできるだけ再任を重ねないことが望ましい。

第5号

「充職」とは、特定の職にある者を、条例等の規定により、附属機関の委員の職に自動的に充てるものである。

第8号

附属機関の第三者機関としての性格を踏まえ、市職員は原則として委員に任命しないこととしたものである。市職員は諮問側として求めに応じて適切な意見の表明を行うものとする。

② 第2項

附属機関の委員は特別職の地方公務員であり、任命に際しては発令行為を行い、報酬及び必要に応じて旅費を支給すること。

③ 第3項

効果的、効率的運営を行うため委員数の上限を20人としたものであり、設置目的や審議内容等を考慮し、必要最小限の人員とすること。

(3) 第6条第2項関係

附属機関の委員を任命しようとする場合の職員課長への合議にあたっては、委員に任命しようとする者について次の事項を記載した所定の様式の名簿を添付するものとする。

なお、本規定は懇談会等の構成員について準用する。

- | | |
|---------------|-------------------|
| ① 氏名（ふりがな） | ④ 就任日、任期満了日及び初就任日 |
| ② 審議会等における役職名 | ⑤ 役職名 |
| ③ 年齢 | ⑥ 充職による選任の有無 |

2 附属機関及び懇談会等以外の会議、会合等に関する留意事項

本要綱に規定される附属機関及び懇談会等以外の会議、会合等については、次の事項に留意すること。

- ① 会議等の設置、運営に関する定めは規則、訓令等の制度的な形式によらず、原則として要綱等によること。
- ② 構成員の決定に際しては、発令行為は行わず、一般の文書により依頼すること。
- ③ 出席者に対して費用を支払う必要がある場合の歳出科目は、報酬ではなく、報償金または費用弁償としての旅費となるものであること。

3 庁内プロジェクトチーム等の設置等に関する留意事項

市職員のみで構成するプロジェクトチーム等の設置等については、次の事項に留意すること。

- ① 構成員の決定等に際しては、原則として発令行為は行わず、一般の文書により依頼すること。
- ② 関係部課間の調整や連絡調整等を目的としたものは、会議、会合として除外すること。
- ③ 設置、構成員の決定等にあたっては、職員課長に合議するものとする。

職 員 課

平成16年6月

監査委員制度の状況

監査委員条例改正の理由

1. 監査委員を3人体制とする理由

- ① 地方分権の進展等に伴い、これからの行政運営は益々複雑多様化することが予想されるが、これらの監査を行なうには、より一層充実した監査体制が求められる。このため、監査委員を現行の2名から3名体制とし、新たに専門的知識を有した外部（民間）の監査委員を選任することにより、監査の透明性をより一層高め、市民の負託に応えたい。
- ② 地方制度調査会の答申において、地方公共団体の行政の適正な運営を確保する観点から、現行の監査制度機能の一層の充実を図るため、監査委員のより高い独立性・専門性・透明性等の確保が求められている。このような状況を踏まえ、監査委員体制を3人体制とし、識見を有した監査委員を2名体制とするものである。

2. 監査委員を非常勤化する理由

- ① 現行制度においては、監査委員は2名体制で識見者監査委員1名が常勤となっている。今回、監査委員を3名体制とすることにもない、監査委員を非常勤としても監査機能を十分に確保できると判断したものである。
- ② 県内の市町村において、常勤監査委員を配置しているのは、宮崎市と延岡市だけである。このうち宮崎市は人口規模から常勤監査委員の設置が義務付けられているものであるため、条例に基づく常勤監査委員をおいているのは本市だけとなる。県内類似都市の都城市は非常勤の監査委員3人体制であり、全国の類似団体の79%（53団体中、42団体）が非常勤の監査委員体制となっている。このような状況を踏まえ、本市においても監査委員を3人体制とすることに合わせて、非常勤とするものである。

3. 最近、非常勤化した団体の状況及び理由

① ^{かのやし}鹿屋市（人口 80,000 人）

- ◆平成 14 年 10 月から定数を 1 人増やして 3 人とし、全て非常勤化した。
- ◆行革において監査機能の充実を掲げていた。
- ◆類似団体の状況について調査を行い、非常勤化に踏み切った。
- ◆監査機能の充実と効率的な運営を改正の理由とした。
- ◆報酬の改正

常勤（識見）	475,000 円	⇒	非常勤（識見・代表）	158,000 円
非常勤（議選）	46,000 円		”（識見）	120,000 円
			”（議選）	50,000 円

② ^{かのし}鹿角市（人口 39,000 人）

- ◆平成 12 年から非常勤監査委員 3 人体制とした。
- ◆行革において監査委員の非常勤化が議論された。
- ◆常勤監査委員（現助役）と協議のうえ、非常勤化で合意した。
- ◆常勤監査委員の欠員を契機に非常勤化とした。
- ◆類似団体の状況について調査を行ない非常勤化に踏み切った。

4. 後任監査委員選任までの取り扱いについて

- ① 任期が満了しても後任者が選任されるまでの間は、その職務を行なうことが出来るという但し書きの規定が自治法 197 条に定められている。

【自治法第 197 条】

監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行なうことを妨げない。

- ② 監査委員としての身分は失っているが、その職務権限はすべて行使しうるものである。職務を行なった場合には、条例の定めがある場合を除き、監査委員の報酬及び費用弁償の例に準じて報酬等を支給すべきものである。また、職務を執行する場合には、監査委員職務執行者何某と表示することが適当である。

- ③ 代表監査委員が欠けた場合の取扱いについては、自治法第 199 条の 3 の第 3 項に規定があり、監査委員 2 名体制をとる本市においては、議員選出の監査委員が職務を代理することになる。

【自治法第 199 条の 3 の第 3 項】

代表監査委員に事故があるとき、又は代表監査委員が欠けたときは、監査委員の定数が 4 人又は 3 人の場合にあつては代表監査委員の指定する監査委員が、2 人の場合にあつては他の監査委員がその職務を代理する。

◆ 監 査 委 員 （設置根拠～地方自治法第 195 条）

区 分	地 方 自 治 法 の 規 定	本 市 の 現 状
1 定 数	<p>◇都道府県と 25 万以上の市～ 4 人 識見委員～ 3 人又は 2 人 議選委員～ 1 人又は 2 人</p> <p>◇25 万未満の市～ 3 人又は 2 人 識見委員～ 2 人又は 1 人 議選委員～ 1 人</p> <p>◇町村～ 2 人 識見委員 1 人、議選委員 1 人</p>	<p>・ 2 人（議選委員 1 人、識見委員 1 人）</p>
2 選任要件	<p>◇識見委員については、<u>当該地方公共団体の常勤の職員又は再任用短時間勤務職員ではなかった者の人数</u>が決められている。</p> <p>識見委員 3 人の場合～ 2 人以上 <u>識見委員 2 人の場合～ 1 人以上</u></p>	<p>・ 本市は識見委員が 1 人のため、左記の選任要件の適用はない。</p>
3 任 期	<p>①議選委員～議員の任期 ②識見委員～ 4 年</p>	<p>・ 同左</p>
4 勤務形態	<p>◇普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定があるものを除く外、非常勤とする。</p> <p>◇識見委員は、これを常勤とすることができる。</p> <p>◇都道府県及び 25 万以上の市では、識見委員のうち 1 人以上は常勤としなければならない。</p>	<p>・ 議選委員～非常勤 ・ 識見委員～常勤（条例規定）</p>
5 兼職禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衆議院議員、参議院議員（141 条第 1 項） ・ 地方公共団体の常勤の職員及び再任用短時間勤務職員（196 条第 3 項） ・ 検察官、警察官、収税官吏、公安委員会の委員（166 条第 1 項） ・ 当該地方公共団体に対し、その職務に関し請負をする者等（180 の 5 第 6 項） 	
6 欠格事由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公職選挙法第 11 条、第 11 条の 2 に該当する者（選挙権、被選挙権を有しない者～成年被後見人、禁錮以上の刑に処せられた者等） ・ 普通地方公共団体の長又は副知事若しくは助役と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者 	
7 監査執行上の除斥	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹の一身上に関する事件、又は自己若しくはこれらの者が従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。 	

◆非常勤監査委員（識見を有する者）の勤務形態等について

区 分	勤 務 形 態	就 任 前 の 職
宮 崎 市	* 月・水・金の週3日勤務 * 勤務時間は特に定めはなく、概ね、9時から16時の1日あたり実質6時間程度	* 宮崎銀行OB * 常勤の代表監査委員は職員OB（部長経験者）
都 城 市	* 月・水・金の週3日勤務 * 勤務時間は9時から15時を原則とする。 * 代表監査委員のみ本会議開会中（10時から15時）	* 職員OB（部長経験者） * 税務署長経験者（現在4期目）
日 南 市	* 月・水・金の週3日勤務 * 勤務時間は特に定めはなく、概ね、9時から16時	* 職員OB（課長経験者）
西 都 市	* 非常勤ではあるが、ここ2年は職員と同様に毎日出勤している。	* 職員OB（課長経験者）
日 向 市	* 勤務日数等は特に決まっていない。	* 職員OB（課長経験者）
串 間 市	* 月・水・金の週3日勤務 * 勤務時間は職員と同様に8時30分から17時まで	* 職員OB（課長経験者）
小 林 市	* 月・水・金の週3日勤務 * 勤務時間は8時30分から12時まで	* 職員OB（課長経験者）
え び の 市	* 非常勤であるが、特に日数等の定めはない。概ね9時から16時まで毎日出勤している。	* 職員OB（課長経験者）

非常勤監査委員の報酬等

項 目	非常勤（識見委員）監査委員	常勤監査委員
報 酬	月額 216,000円	月額 569,000円
期末手当	なし	年間 3.3 月
退職手当	なし	支給率＝給料月額×在職月数×0.25
諸手当	なし	通勤手当支給
費用弁償	「延岡市職員等の旅費、費用弁償に関する条例」に基づき支給	「延岡市職員等の旅費、費用弁償に関する条例」に基づき支給
公務災害補償	「議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例」を適用	「地方公務員災害補償法」を適用
社会保険	なし	共済組合加入
雇用保険	なし	なし

非常勤監査委員の報酬額

1 報酬月額216,000円とした根拠

1) 宮崎県 220,000 円、日向市が 182,000 円であり、この範囲内の金額とする。

2) 3市（宮崎、都城、日向）との比較で考慮すると、

214,000 円 ～ 216,000 円となる。

① 3市の単純平均額

214,000 円

② 3市の監査委員報酬額の市長給料月額に対する割合

3市平均（22%）ベース

$985,000 \text{ 円} \times 0.22 = 216,000 \text{ 円}$

以上より 報酬月額を 216,000円とする。

2 代表監査委員と監査委員の報酬額の格差を設けない理由

① 監査委員は独任制であり、代表監査委員は合議機関の代表ではない。

② 監査委員本来の職務権限について、対外的に代表するものではない。

③ 代表監査委員は、補助職員の任免、庶務（内部管理事務）についてのみ委員を代表する立場の職務権限を有する。

監査委員人件費

16.5.28

	給料、報酬	年間給料	期末手当	年間給与	退職手当 (1年当たり)	共済費等	計
常勤監査委員	569,000	6,828,000	2,160,000	8,988,000	1,707,000	1,589,000	12,284,000
非常勤(議会選出)	37,000	444,000		444,000			444,000
現行計	606,000	7,272,000	2,160,000	9,432,000	1,707,000	1,589,000	12,728,000
非常勤 (識見委員・代表監査委員)	216,000	2,592,000		2,592,000			2,592,000
非常勤(識見委員)	216,000	2,592,000		2,592,000			2,592,000
非常勤(議会選出)	37,000	444,000		444,000			444,000
改正後計	469,000	5,628,000	0	5,628,000	0	0	5,628,000
人件費増減	△ 137,000	△ 1,644,000	△ 2,160,000	△ 3,804,000	△ 1,707,000	△ 1,589,000	△ 7,100,000

県内九市監査委員報酬等の状況

H16.4.1

No.	市名	委員総数 人	常勤		非常勤(識見者)		非常勤(議会選出)		適用年月日	識見委員の経歴
			人数 人	給料 円	人数 人	報酬額 円	人数 人	報酬額 円		
1	延岡	2	1	569,000			1	37,000	H15.7.1	
2	宮崎	4	1	554,000	1	247,000	2	43,000	H15.12.1	市OB(常勤:代表委員), 宮銀OB
3	都城	3			2	213,000	1	57,000	H8.4.1	税務署OB(代表委員), 市OB
4	日南	2			1	176,000	1	46,000	H10.10.1	市OB
5	小林	2			1	136,000	1	41,500	H8.11.1	市OB
6	日向	2			1	182,000	1	42,000	H8.12.1	市OB
7	串間	2			1	117,000	1	41,000	H9.1.1	市OB
8	西都	2			1	177,800	1	42,700	H10.4.1	市OB
9	えびの	2			1	116,400	1	67,900	H15.1.1	市OB
九市平均				561,500		170,650		52,263		
宮崎県		4	1	694,000	1	220,000	2	142,000	H8.10.1	県OB(常勤:代表委員), 宮銀OB

※串間市：非常勤特別職について特例条例により上記額より5%削減中(16.4.1～18.3.31)

類似都市の状況

類似都市53市：①定員...里上の類似都市（人口10～13万人）
③九州管内の同規模人口の都市（人口10～17万人）

②財政上...類似都市（人口10～13万人）

H16.5.17

No.	市名	委員定数	常勤監査委員	非常勤監査委員 (円)			適用年月日
				(代表)	(識見者)	(議会選出)	
1	室蘭	2	645,000			32,000	H6.4.1
2	江別	2			250,000	40,300	H16.4.1
3	会津若松	2	619,000			39,500	H16.1.1
4	桐生	3		211,500	190,500	43,700	H8.4.1
5	伊勢崎	3		216,500	191,500	66,000	H7.12.1
6	岩槻	2			56,600	48,500	H8.4.1
7	戸田	2			76,000	57,000	H6.10.1
8	朝霞	2			77,000	48,000	H12.10.1
9	富士見	2			61,100	41,900	H12.4.1
10	三郷	2			70,500	49,200	H13.1.1
11	野田	2			80,000	59,000	H9.4.1
12	我孫子	2			100,000	50,000	H13.7.1
13	鎌ヶ谷	2			66,000	43,000	H11.4.1
14	昭島	2			140,500	60,500	H10.4.1
15	小金井	3		150,000	134,000	67,000	H5.10.1
16	国分寺	2			106,000	55,000	H5.12.1
17	東久留米	2			120,000	59,500	H10.10.1
18	海老名	2			90,000	43,400	H9.4.1
19	座間	2			91,900	41,300	H9.4.1
20	小松	2			80,000	50,000	H8.10.1
21	多治見	2			24,000	12,000	H4.4.1
22	三島	2			220,000	59,000	H10.4.1
23	焼津	2			116,000	48,500	H7.4.1
24	富士宮	2			123,000	51,000	H15.1.1
25	瀬戸	3		82,000	82,000	30,000	H15.4.1
26	半田	2			105,200	34,200	H10.4.1
27	刈谷	2			79,000	39,500	H8.10.1
28	東海	3		101,000	101,000	49,500	H9.7.1

No.	市名	委員定数	常勤監査委員	非常勤監査委員 (円)			適用年月日
				(代表)	(識見者)	(議会選出)	
29	伊勢	3		241,400	193,900	58,000	H16.1.1
30	松阪	3	312,000		200,000	59,000	H16.4.1
31	桑名	3	376,000		94,000	50,000	H16.4.1
32	彦根	2			85,000	42,000	H16.4.1
33	草津	2	530,000			46,100	H15.4.1
34	富田林	2			100,000	28,000	H8.4.1
35	河内長野	2			150,000	28,000	H8.4.1
36	大東	2			101,000	30,000	H10.1.1
37	箕面	2			140,000	33,000	H11.4.1
38	羽曳野	2			100,000	30,000	H7.7.1
39	三田	2			102,400	45,900	H11.10.1
40	橿原	3		128,000	128,000	64,000	H9.12.1
41	生駒	2			145,000	61,000	H8.4.1
42	岩国	3	500,000		100,000	40,000	H9.1.1
43	防府	2	577,000			43,000	H8.4.1
44	今治	2	471,000			34,200	H16.1.1
45	新居浜	3	461,000		253,000	52,500	H15.12.1
46	春日	2			124,700	37,000	H11.4.1
47	大牟田	3		164,500	164,500	40,500	H8.4.1
48	佐賀	2	491,000			50,550	H15.4.1
49	八代	3	492,000		100,000	25,000	H16.1.1
50	別府	3		130,000	130,000	35,000	H3.4.1
51	都城	3		213,000	213,000	57,000	H8.4.1
52	浦添	2			75,000	50,000	H7.4.1
53	沖縄	3		76,000	76,000	42,000	H3.4.1
平均		2.3	497,636	155,809	119,304	45,288	
延岡		2	569,000			37,000	H15.7.1

①監査委員体制について (A)委員3人体制 16市(30.2% 内訳:非常勤のみ11市) (B)委員2人体制 37市(69.8% 内訳:非常勤のみ31市)

②常勤監査委員の設置について (A)常勤監査委員なし 42市(79.2% 内訳:委員3人体制11市) (B)常勤監査委員あり 11市(20.8% 内訳:委員3人体制5市)

特別職の報酬

平成16年6月2日

職名	市名	延岡市		宮崎市		都城市		日向市		日南市		小林市		串間市		西都市		えびの市		指数平均		宮崎県	
		報酬月額	指数	報酬月額	指数	報酬月額	指数	報酬月額	指数	報酬月額	指数	報酬月額	指数	報酬月額	指数	報酬月額	指数	報酬月額	指数	8市	3市	報酬月額	指数
市長		985,000	100	1,070,000	100	940,000	100	865,000	100	820,000	100	800,000	100	810,000	100	822,000	100	570,500	100	100	100	1,310,000	100
助役		794,000	80.6	854,000	79.8	755,000	80.3	692,000	80.0	675,000	82.3	639,000	79.9	644,000	79.5	656,000	79.8	617,500	108	83.7	80.0	1,040,000	79.4
収入役		715,000	72.6	761,000	71.1	675,000	71.8	618,000	71.4	615,000	75.0	584,000	73.0	588,000	72.6	600,000	73.0	566,200	99.2	75.9	71.4	940,000	71.8
教育長		700,000	71.1	725,000	67.8	675,000	71.8	618,000	71.4	583,000	71.1	576,000	72.0	559,000	69.0	594,000	72.3	558,600	97.9	74.2	70.3	820,000	62.6
議会議長		531,000	53.9	701,000	65.5	481,000	51.2	433,000	50.1	393,000	47.9	369,000	46.1	365,000	45.1	424,000	51.6	357,000	62.6	52.5	55.6	1,040,000	79.4
議会副議長		485,000	49.2	635,000	59.3	402,000	42.8	379,000	43.8	338,000	41.2	326,000	40.8	322,000	39.8	361,000	43.9	315,000	55.2	45.9	48.6	940,000	71.8
議会議員		448,000	45.5	592,000	55.3	388,000	41.3	358,000	41.4	324,000	39.5	313,000	39.1	310,000	38.3	349,000	42.5	304,000	53.3	43.8	46.0	820,000	62.6
非常勤の 監査委員	常勤	569,000	57.8	554,000	51.8		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	52.0	52.0	694,000	53.0
	議会選出	37,000	3.8	43,000	4.0	57,000	6.1	42,000	4.9	46,000	5.6	41,500	5.2	41,000	5.1	42,700	5.2	67,900	11.9	6.0	5.0	142,000	10.8
	職見者	216,000	21.9	247,000	23.1	213,000	22.7	182,000	21.0	176,000	21.5	136,000	17.0	117,000	14.4	177,800	21.6	116,400	20.4	20.2	22.3	220,000	16.8
教育委員会	委員長	105,000	10.7	133,000	12.4	102,000	10.9	77,000	8.9	54,000	6.6	53,500	6.7	53,000	6.5	56,200	6.8	53,000	9.3	8.5	10.7	247,000	18.9
	委員	71,000	7.2	75,000	7.0	70,000	7.4	57,000	6.6	44,000	5.4	43,500	5.4	43,000	5.3	44,700	5.4	42,000	7.4	6.2	7.0	193,000	14.7
選挙管理委員会	委員長	54,000	5.5	94,000	8.8	67,000	7.1	49,000	5.7	47,000	5.7	44,500	5.6	44,000	5.4	45,800	5.6	43,000	7.5	6.4	7.2	193,000	14.7
	委員	41,000	4.2	67,000	6.3	57,000	6.1	37,500	4.3	38,000	4.6	35,500	4.4	35,000	4.3	36,400	4.4	34,000	6.0	5.1	5.6	162,000	12.4
農業委員会	会長	57,000	5.8	94,000	8.8	111,000	11.8	57,000	6.6	54,000	6.6	58,500	7.3	55,000	6.8	72,600	8.8	58,000	10.2	8.4	9.1		0.0
	副会長	47,000	4.8	75,000	7.0	74,000	7.9	49,000	5.7	46,000	5.6	46,500	5.8	46,000	5.7	53,100	6.5	45,000	7.9	6.5	6.9		0.0
	委員	45,000	4.6	67,000	6.3	62,000	6.6	45,000	5.2	44,000	5.4	43,500	5.4	43,000	5.3	50,700	6.2	42,000	7.4	6.0	6.0		0.0

関係条例等の改正について

次の関係条例等の改正が必要となる。

① 延岡市監査委員条例

- ・ 委員定数の改正（2人→3人）
- ・ 常勤の規定の削除

② 延岡市特別職職員給与条例

- ・ 常勤監査委員の規定の削除
- ・ 非常勤監査委員（識見者）の規定の新設

③ 常勤特別職の退職手当に関する条例

- ・ 常勤監査委員の規定の削除

④ 延岡市職員宿舍管理規則

- ・ 常勤監査委員の規定の削除

延岡市監査委員条例の一部を改正する条例

延岡市監査委員条例（昭和43年条例第27号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「2人」を「3人」に改め、同条第2項を削る。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
（常勤特別職職員の退職手当に関する条例の一部改正）
- 常勤特別職職員の退職手当に関する条例（昭和54年条例第5号）の一部を次のように改正する。
第1条中「、収入役及び常勤の監査委員」を「及び収入役」に改める。
第3条第4号を削る。
（延岡市特別職職員給与条例の一部改正）
- 延岡市特別職職員給与条例（平成11年条例第3号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「、収入役及び常勤の監査委員」を「及び収入役」に改める。
別表常勤の監査委員の項を削り、同表非常勤の監査委員の項を次のように改める。

監査委員	議員のうちから選任される委員	月額	37,000円
	識見を有する者の中から選任される委員	月額	206,000円

○延岡市監査委員条例 新旧対照表

新	旧
<p>(監査委員の定数) 第2条 本市の監査委員の定数は、<u>3人</u>とする。 2 <u>削除</u></p>	<p>第1条 略 (監査委員の定数) 第2条 本市の監査委員の定数は、<u>2人</u>とする。 2 <u>識見を有する者のうちから選任される監査委員は、常勤とする。</u> 第3条～第12条 略</p>

○延岡市特別職職員給与条例新旧対照表

新	旧																																																																					
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、特別職職員の給与について必要な事項を定めるものとする。 (給与の種類) 第2条 市長、助役及び収入役（以下「市長等」という。）の給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。 2 議会の議長、副議長及び議員（以下「議長等」という。）の給与は、報酬及び期末手当とする。 3 非常勤の特別職職員（議長等を除く。以下「非常勤職員」という。）の給与は、報酬とする。 (給料等の額) 第3条 市長等、議長等及び非常勤職員の給料又は報酬の額は、別表に定めるとする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職名</th> <th colspan="2">給料又は報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">収入役</td> <td>月額</td> <td>715,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">議会議長</td> <td>月額</td> <td>531,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">議会副議長</td> <td>月額</td> <td>485,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">議会議員</td> <td>月額</td> <td>448,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">監査委員</td> <td>議員のうちから 選任される委員</td> <td>月額</td> <td>37,000円</td> </tr> <tr> <td>識見を有する者のうち から選任される委員</td> <td>月額</td> <td>216,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教育委員会</td> <td>委員長</td> <td>月額</td> <td>105,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>月額</td> <td>71,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職名		給料又は報酬の額		収入役		月額	715,000円	議会議長		月額	531,000円	議会副議長		月額	485,000円	議会議員		月額	448,000円	監査委員	議員のうちから 選任される委員	月額	37,000円	識見を有する者のうち から選任される委員	月額	216,000円	教育委員会	委員長	月額	105,000円	委員	月額	71,000円	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、特別職職員の給与について必要な事項を定めるものとする。 (給与の種類) 第2条 市長、助役、収入役及び常勤の監査委員（以下「市長等」という。）の給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。 2 議会の議長、副議長及び議員（以下「議長等」という。）の給与は、報酬及び期末手当とする。 3 非常勤の特別職職員（議長等を除く。以下「非常勤職員」という。）の給与は、報酬とする。 (給料等の額) 第3条 市長等、議長等及び非常勤職員の給料又は報酬の額は、別表に定めるとする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職名</th> <th colspan="2">給料又は報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">収入役</td> <td>月額</td> <td>715,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">常勤の監査委員</td> <td>月額</td> <td>569,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">議会議長</td> <td>月額</td> <td>531,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">議会副議長</td> <td>月額</td> <td>485,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">議会議員</td> <td>月額</td> <td>448,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">非常勤の監査委員</td> <td>月額</td> <td>37,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教育委員会</td> <td>委員長</td> <td>月額</td> <td>105,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>月額</td> <td>71,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職名		給料又は報酬の額		収入役		月額	715,000円	常勤の監査委員		月額	569,000円	議会議長		月額	531,000円	議会副議長		月額	485,000円	議会議員		月額	448,000円	非常勤の監査委員		月額	37,000円	教育委員会	委員長	月額	105,000円	委員	月額	71,000円
職名		給料又は報酬の額																																																																				
収入役		月額	715,000円																																																																			
議会議長		月額	531,000円																																																																			
議会副議長		月額	485,000円																																																																			
議会議員		月額	448,000円																																																																			
監査委員	議員のうちから 選任される委員	月額	37,000円																																																																			
	識見を有する者のうち から選任される委員	月額	216,000円																																																																			
教育委員会	委員長	月額	105,000円																																																																			
	委員	月額	71,000円																																																																			
職名		給料又は報酬の額																																																																				
収入役		月額	715,000円																																																																			
常勤の監査委員		月額	569,000円																																																																			
議会議長		月額	531,000円																																																																			
議会副議長		月額	485,000円																																																																			
議会議員		月額	448,000円																																																																			
非常勤の監査委員		月額	37,000円																																																																			
教育委員会	委員長	月額	105,000円																																																																			
	委員	月額	71,000円																																																																			

○常勤特別職職員の退職手当に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>常勤特別職職員の退職手当に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、市長、助役及び収入役（以下「特別職職員」という。）の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(退職手当の支給) 第2条 この条例による退職手当（以下「退職手当」という。）は、特別職職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。 2 退職手当は、任期ごとに支給するものとする。</p> <p>(退職手当の支払) 第2条の2 退職手当は、特別職職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(退職手当の額) 第3条 退職手当の額は、特別職職員の退職の日における給料月額に、その者の在職月数を乗じた額に、次の各号に掲げる率を乗じて得た額とする。 (1) 市長 100分の55 (2) 助役 100分の40 (3) 収入役 100分の30 ((4) 削除)</p> <p>(在職月数の計算) 第4条 退職手当の算定の基礎となる在職月数の計算は、特別職職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、任期満了による退職の日の属する月に就任した場合は、その前月までとする。</p>	<p>常勤特別職職員の退職手当に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、市長、助役、収入役及び常勤の監査委員（以下「特別職職員」という。）の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(退職手当の支給) 第2条 この条例による退職手当（以下「退職手当」という。）は、特別職職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。 2 退職手当は、任期ごとに支給するものとする。</p> <p>(退職手当の支払) 第2条の2 退職手当は、特別職職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(退職手当の額) 第3条 退職手当の額は、特別職職員の退職の日における給料月額に、その者の在職月数を乗じた額に、次の各号に掲げる率を乗じて得た額とする。 (1) 市長 100分の55 (2) 助役 100分の40 (3) 収入役 100分の30 (4) 常勤の監査委員 100分の25</p> <p>(在職月数の計算) 第4条 退職手当の算定の基礎となる在職月数の計算は、特別職職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、任期満了による退職の日の属する月に就任した場合は、その前月までとする。</p>

○延岡市職員宿舍管理規則新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員宿舍（以下「宿舍」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 市長、助役、収入役及び教育長の職にある者並びに一般職に属する職員のうち勤務場所その他の事情を考慮して市長が定めるものをいう。</p> <p>(2) 宿舍 市有財産に属する建物並びに市が職員の居住の用に供するため借り受けた建物及びこれに付随する工作物をいう。</p> <p>(宿舍に入居することができる職員)</p> <p>第3条 宿舍に入居することができる職員は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 市内に住居を有しない職員（特別職に属する職員に限る。）であって市長が特に必要があると認めるもの</p> <p>(2) 市外の勤務場所に勤務を命ぜられた職員であって、市長が特に必要があると認めるもの</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 宿舍の使用を希望する者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 前条の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可に係る宿舍の使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2 使用料の額は、市長が別に定める算定基準によるものとする。</p> <p>3 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員宿舍（以下「宿舍」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 市長、助役、収入役、<u>教育長及び常勤監査委員</u>の職にある者並びに一般職に属する職員のうち勤務場所その他の事情を考慮して市長が定めるものをいう。</p> <p>(2) 宿舍 市有財産に属する建物並びに市が職員の居住の用に供するため借り受けた建物及びこれに付随する工作物をいう。</p> <p>(宿舍に入居することができる職員)</p> <p>第3条 宿舍に入居することができる職員は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 市内に住居を有しない職員（特別職に属する職員に限る。）であって市長が特に必要があると認めるもの</p> <p>(2) 市外の勤務場所に勤務を命ぜられた職員であって、市長が特に必要があると認めるもの</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 宿舍の使用を希望する者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 前条の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可に係る宿舍の使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2 使用料の額は、市長が別に定める算定基準によるものとする。</p> <p>3 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる</p>

1 代表監査委員の定め方

地方自治法には代表監査委員の定め方に関する明文の規定は存在しない。

地方自治法逐条解説では、次のように選任する方法があるとされている。

「監査委員は、その定数が2名以上の場合にあっては、必ず代表監査委員を選任することを必要とし、代表監査委員はその性格上、識見を有する者たる委員のうちから選任することとされている。監査委員の定数が2人の場合にあっては、識見を有する者たる委員は常に1人であるので、当該監査委員を代表監査委員とすればよい。これに対し、監査委員の定数が4人又は3人の場合にあっては、識見を有する者たる委員は3人又は2人であるので、そのうちの1人を選任することが必要であるが、その選任の方法については、監査委員の合議による方法、あるいは監査委員全員の互選による方法が考えられる。」

2 歴代監査委員(識見委員)

代位	氏名	就・退任年月日	代位	氏名	就・退任年月日
1	橋口良吉	昭22. 6. 18	15	大野雄三郎	昭59. 9. 20
		昭24. 6. 17			昭63. 9. 19
2	橋口良吉	昭24. 6. 29	16	大野雄三郎	昭63. 9. 20
		昭26. 6. 28			平4. 9. 19
3	橋口良吉	昭26. 6. 29	17	大野雄三郎	平4. 9. 20
		昭28. 6. 28			平8. 5. 19
4	喜多好之助	昭28. 9. 29	18	小池澄	平8. 5. 20
		昭30. 9. 28			平12. 5. 19
5	喜多好之助	昭30. 9. 29	19	小池澄	平12. 5. 20
		昭32. 9. 28			平16. 5. 19
6	喜多好之助	昭32. 10. 8			
		昭35. 5. 16			
7	林田実	昭35. 5. 18			
		昭38. 5. 17			
8	林田実	昭38. 6. 20			
		昭41. 6. 19			
9	林田実	昭41. 6. 25			
		昭44. 6. 24			
10	沖島浅次郎	昭44. 7. 18			
		昭47. 7. 17			
11	沖島浅次郎	昭47. 7. 18			
		昭51. 7. 17			
12	黒木道男	昭51. 7. 18			
		昭55. 7. 17			
13	黒木道男	昭55. 7. 18			
		昭59. 7. 17			
14	黒木道男	昭59. 7. 18			
		昭59. 9. 11			

都城市監査制度について

平成 16 年 4 月 20 日 都城市の監査制度について調査のため、視察しましたので報告します。

視察者 助役 柳田 喜継

(随行者)

総務課 副主幹 甲斐 研二

職員課 主幹 高浜 公善

都城市

助 役 柿木原 康雄

総務部長 三角 光洋

監査事務局長 中原 正都

職員課長補佐 西留 文夫

職員課副主幹 上島 茂

【調査概要】

- ◆ 都城市の監査委員は識見監査委員 2 人、議会選任監査委員 1 人の非常勤監査委員 3 人体制である。
- ◆ 識見監査委員は月、水、金の 3 日間出勤し、勤務時間は概ね、1 人が 9 時～3 時、もう 1 人が 9 時半から 4 時までである。個人で時間が異なるのは特に理由はない。勤務日、勤務時間は定めていない。
- ◆ 本会議開会中（5 日間）については、識見監査委員は 2 人とも出席するが、委員会・決算委員会には出席しない。
- ◆ 識見監査委員の小山繁氏（税務署 OB）は市長と親しい間柄にあり、現在 4 期目である。農協の監事も兼務している。また、税理士業務を行っており、串間や指宿方面の税務業務もおこなっている。
- ◆ 監査委員は非常勤であるが、監査事務局の職員が実務はするので、監査委員

はパラパラと見る程度（事務局長の率直な表現）であるので、業務には何ら支障はない。監査講評は監査委員が行なう。

- ◆ 税理士の監査委員は数字の意味合いを鋭く理解するので、指摘も適切である。また、企業会計の分野はやはり、税理士の監査委員の方が強いのではないか。（監査事務局長の所見）
- ◆ 監査委員の監査対象は特に区分していないが、得意分野はそれぞれあるようだ。
- ◆ 定期監査は3年に1回しか実施できていない。職員が少ない（監査事務局長が職員課には申し訳ないがと断って。）ので、毎年監査を実施はできない。3年サイクルで監査を実施している。
- ◆ 延岡市の常勤監査の状況については、噂話として、かつて、県会議員と常勤監査委員を天秤にかけるなかで、人事的な背景から常勤監査委員制度になっていると聞いたことがある。（監査事務局長談）
- ◆ 監査制度は合議によることになっている、常勤監査委員1人と議会選任の監査委員1人では、まず、人数の面からは3人の方が合議の主旨に添うのではないか、また、常勤の監査委員が常勤であるがゆえに、知識の厚みもでき、結果的に存在が大きくなり、1年任期の議会選任の監査委員に対して監査面で圧力をかけるような弊害（監査委員間の力のアンバランス）も生じるのではないのか。元監査委員の〇氏からは、そのような一面を感じた。9市の監査関係の会議においても、そのような一面や、威張っている印象を受けた。今の小池監査委員にはそのような面はないが。（監査事務局長談）
- ◆ 都城市の議会選任の監査委員は2年の任期である。これは議会で決めていることである。
- ◆ 代表監査委員は税理士の監査委員になっている。以前は、市OBが代表であったが、前任の市OBが交代した時に代表監査委員がかわった。
- ◆ 常勤化を求める声は出ていない。
- ◆ 監査委員に求められるものは、ものの見方、着眼点の鋭さがポイントである。
- ◆ 議会選出監査委員の報酬額が副議長を超えているが、これはたまたまである。
- ◆ 議員の報酬が延岡より少ないので、改善に向けて引揚げも検討せざるをえないと考えていた。（延岡はこれまで、報酬の改正を長い年月の中で、地道に

やってきたが、都城市はこれを行なってこずに、今、報酬額が歪になっているとの意見があった。)

- ◆ 民間からの監査委員では全国的には会計士や税理士が多いようだが、銀行OBでも良いのではないか。都城市も現在の税理士の前は銀行OBであった。また、民間からの監査委員と言えども、市長に理解あるものでないと、公平性や独立性だけでは監査も大変だ。何を釣り上げるか判らないようでは、行政はやれない。

◇ 監査委員の定数変更について ◇

1 監査委員の定数について

「監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては4人とし、その他の市にあつては条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあつては2人とする。」（地方自治法第195条第2項）

※ 人口25万未満の市において監査委員の定数を2人にするか3人にするかは、「当該地方公共団体の人口・財政規模・公営企業経営の有無・財務事務量等を勘案して定数を定めなければならない。」

2 監査委員の選任について

◇ 定数2人のとき・・・ 識見を有する者 1人、議員 1人

◇ 定数3人のとき・・・ 識見を有する者 2人、議員 1人

(1) 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が2人であるときは、少なくともその1人以上は、常勤職員又は地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員でなかったものでなければならない。（地方自治法第196条第1項、第2項）

(2) 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。（地方自治法第196条第1項、第2項）

(3) 市長又は助役と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者、選挙権、被選挙権を有しない者は監査委員となることはできない。（地方自治法第198条の2、201条）

(4) 監査委員は、常勤職員、再任用短時間勤務職員、衆議院議員、参議院議員、検察官、警察官、収税官吏と兼職できない。（地方自治法第196条第3項、201条）

◇ 任期 識見を有する者のうちから選任される監査委員は4年、議員のうちから選任される監査委員は議員の任期による。

▶ 監査委員の定数及び勤務形態平成14年6月現在(単位:市)

区分/人口	3.5万未満	3.5万～5万	5万～10万	10万～25万	25万～50万	50万～100万	100万以上	計	一部事務組合等
4人					61	11	12	84	
うち1人常勤					60	11	12	83	
うち2人常勤					1			1	
3人	6	10	21	63				100	2
うち1人常勤			1	16				17	
2人	109	95	203	84				491	19
うち1人常勤	3	6	9	17				35	
合計	115	105	224	147	61	11	12	675	21

▶ 識見委員の有資格

～単位:人～

資格名/人口	3.5万 未満	3.5万～ 5万	5万～ 10万	10万～ 25万	25万～ 50万	50万～ 100万	100万 以上	計	一部事務 組合等
弁護士			2	13	9	3	5	32	
公認会計士		7	9	18	16	2	6	58	
税理士	6	16	65	53	19	1		160	2
その他	6	9	8	9	3		1	36	1
合計	12	32	84	93	47	6	12	286	3

3 監査委員の定数の変更、監査委員の選任と議会の議決

- (1) 監査委員の定数は条例で定めることとなっていることから、定数を変更するには条例（延岡市監査委員条例）を改正する必要がある。
- (2) 監査委員の選任には議会の同意が必要であることから、監査委員の定数を3人とした場合は、2人の識見を有する者について議会の同意を得る必要があり、そのためには、改正条例が成立していることが前提となる。条例の成立とは、条例の公布の手続が必要である。
- (3) 以上のことから、6月定例会においては、
「延岡市監査委員条例の一部改正」の提案⇒常任委員会付託⇒本会議議決（18日）⇒議決書の市長への送付⇒条例の公布⇒監査委員選任の提案⇒委員会付託⇒本会議議決（23日）
という手続を経る必要がある。

4 その他

監査委員の定数を3人とし、3人とも非常勤とすることから、次の条例、規則の改正が必要となる。

- ① 延岡市監査委員条例
- ② 常勤特別職職員の退職手当に関する条例
- ③ 延岡市特別職職員給与条例
- ④ 延岡市職員宿舍管理規則

◎ 地方自治法

〔設置及び定数〕

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

- 2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては4人とし、その他の市にあっては条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあっては2人とする。

〔監査委員の定数四人の市〕

第140条の2 地方自治法第195条第2項に規定する政令で定める市は、人口25万以上の市とする。

〔選任及び兼職禁止〕

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下本款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。

- 2 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が、3人である普通地方公共団体にあっては少なくともその2人以上は、2人である普通地方公共団体にあっては少なくともその1人以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかった者でなければならない。

〔地方自治法第196条第2項に規定する職員〕

第140条の3 地方自治法第196条第2項に規定する当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものは、当該普通地方公共団体の常勤の職員（同条第4項に規定する監査委員を除くものとし、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）第1条の規定による改正前の地方自治法附則第8条の規定により官吏とされていた職員及び警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官を含む。）及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とする。

- 3 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び再任用短時間勤務職員と兼ねることができない。
4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。
5 都道府県及び政令で定める市にあっては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも1人以上は、常勤としなければならない。

〔地方自治法第196条第5項に規定する市〕

第140条の4 地方自治法第196条第5項に規定する政令で定める市は、人口25万以上の市とする。

〔任期〕

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

〔罷免〕

第197条の2 普通地方公共団体の長は、監査委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かななければならない。

- 2 監査委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

〔退職〕

第198条 監査委員は、退職しようとするときは、普通地方公共団体の長の承認を得なければならない。

〔監査委員になることができない者〕

第198条の2 普通地方公共団体の長又は副知事若しくは助役と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、
監査委員となることができない。

2 監査委員は、前項に規定する関係が生じたときは、その職を失う。

〔服務〕

第198条の3 監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査をし
なければならない。

② 監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

〔職務〕

第199条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事
業の管理を監査する。

2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事
務にあつては地方労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託
事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とするこ
とが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この
場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

〔地方自治法第199条第2項に規定する事務〕

第140条の5 第121条の3第1項の規定は、地方自治法第199条第2項に規定する地方労働委員会及
び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものについて準用する。

2 第121条の3第2項の規定は、地方自治法第199条第2項に規定する監査委員の監査の対象とする
ことが適当でないものとして政令で定めるものについて準用する。この場合において、第121条の3
第2項中「検査」とあるのは、「監査」と読み替えるものとする。

〔地方自治法第98条第1項に規定する事務〕

第121条の3 地方自治法第98条第1項に規定する地方労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務
で政令で定めるものは、労働組合法（昭和24年法律第174号）の規定による労働争議のあっせん、調
停及び仲裁その他地方労働委員会の権限に属する事務（その組織に関する事務及び庶務を除く。）並び
に土地収用法（昭和26年法律第219号）の規定による収用に関する裁決その他収用委員会の権限に属
する事務（その組織に関する事務及び庶務を除く。）とする。

2 地方自治法第98条第1項に規定する議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定
めるものは、当該検査に際して開示をすることにより、国の安全を害するおそれがある事項に関する
事務（当該国の安全を害するおそれがある部分に限る。）及び個人の秘密を害することとなる事項に関
する事務（当該個人の秘密を害することとなる部分に限る。）並びに土地収用法の規定による収用に関
する裁決その他収用委員会の権限に属する事務とする。

3 第1項の規定は、地方自治法第98条第2項に規定する地方労働委員会及び収用委員会の権限に属す
る事務で政令で定めるものについて準用する。

4 第2項の規定は、地方自治法第98条第2項に規定する同項の監査の対象とすることが適当でないも
のとして政令で定めるものについて準用する。この場合において、第2項中「検査」とあるのは、「監
査」と読み替えるものとする。

〔地方自治法第199条第2項の規定による監査の実施に関する必要な事項〕

第140条の6 地方自治法第199条第2項の規定による監査の実施に当たっては、同条第3項の規定によるほ
か、同条第2項に規定する事務の執行が法令の定めるところに従って適正に行われているかどうかについ
て、適時に監査を行わなければならない。

3 監査委員は、第1項又は前項の規定による監査をするに当たっては、当該普通地方公共団体の財務に関
する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定する事務の執行が第

2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとってなされているかどうか、特に、意を用いなければならない。

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

4 監査委員は、毎会計年度少くとも1回以上期日を定めて第1項の規定による監査をしなければならない。

5 監査委員は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第1項の規定による監査をすることができる。

6 監査委員は、当該普通地方公共団体の長から当該普通地方公共団体の事務の執行に関し監査の要求があったときは、その要求に係る事項について監査をしなければならない。

7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

[普通地方公共団体が出資している法人の監査]

第140条の7 地方自治法第199条第7項後段に規定する当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人とする。

2 当該普通地方公共団体及び1又は2以上の第152条第1項第2号に掲げる法人（同条第2項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人は、前項に規定する法人とみなす。

3 地方自治法第199条第7項後段に規定する当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が受益権を有する不動産の信託とする。

8 監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

9 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

10 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。

11 第9項の規定による監査の結果に関する報告の決定又は前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

12 監査委員から監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

〔監査執行上の除斥〕

第199条の2 監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。

〔代表監査委員〕

第199条の3 監査委員は、その定数が4人又は3人の場合にあっては識見を有する者のうちから選任される監査委員の1人を、2人の場合にあっては識見を有する者のうちから選任される監査委員を代表監査委員としなければならない。

- 2 代表監査委員は、監査委員に関する庶務及び第242条の3第5項に規定する訴訟に関する事務を処理する。
- 3 代表監査委員に事故があるとき、又は代表監査委員が欠けたときは、監査委員の定数が4人又は3人の場合にあっては代表監査委員の指定する監査委員が、2人の場合にあっては他の監査委員がその職務を代理する。

〔事務局・事務局長・書記その他の職員〕

第200条 都道府県の監査委員に事務局を置く。

- 2 市町村の監査委員に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。
- 3 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。
- 4 事務局を置かない市町村の監査委員の事務を補助させるため書記その他の職員を置く。
- 5 事務局長、書記その他の職員は、代表監査委員がこれを任免する。
- 6 事務局長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職については、この限りでない。
- 7 事務局長は監査委員の命を受け、書記その他の職員又は第180条の3の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ監査委員に関する事務に従事する。

〔準用規定〕

第201条 第141条第1項、第154条、第159条、第164条及び第166条第1項の規定は監査委員に、第153条第1項の規定は代表監査委員に、第172条第4項の規定は監査委員の事務局長、書記その他の職員にこれを準用する。

〔兼職の禁止〕

第141条 普通地方公共団体の長は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

〔職員の指揮監督〕

第154条 普通地方公共団体の長は、その補助機関たる職員を指揮監督する。

〔事務引継〕

第159条 普通地方公共団体の長の事務引継に関する規定は、政令でこれを定める。

- 2 前項の政令には、正当の理由がなくして事務の引継ぎを拒んだ者に対し、10万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

〔副知事及び助役の失格事由〕

第164条 公職選挙法第11条第1項又は第11条の2の規定に該当する者は、副知事又は助役となることができない。

- 2 副知事又は助役は、公職選挙法第11条第1項の規定に該当するに至つたときは、その職を失う。

〔副知事及び助役の兼職禁止・事務引継〕

第166条 副知事及び助役は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

〔長の事務の委任・臨時代理〕

第153条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を当該普通地方公共団体の吏員に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。

〔吏員その他の職員〕

第172条 前11条に定める者を除く外、普通地方公共団体に吏員その他の職員を置く。

2 前項の職員は、普通地方公共団体の長がこれを任免する。

3 第1項の職員の定数は、条例でこれを定める。但し、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

4 第1項の職員に関する任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護その他身分取扱に関しては、この法律に定めるものを除く外、地方公務員法の定めるところによる。

※公職選挙法

(選挙権及び被選挙権を有しない者)

第11条 次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

(1) 成年被後見人

(2) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者

(3) 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

(4) 公職にある間に犯した刑法(明治40年法律第45号)第197条から第199条の4までの罪又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者

(5) 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

(被選挙権を有しない者)

第11条の2 公職にある間に犯した前条第1項第4号に規定する罪により刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行の免除を受けた者でその執行を終わり又はその執行の免除を受けた日から5年を経過したものは、当該5年を経過した日から5年間、被選挙権を有しない。

〔条例事項〕

第202条 この法律及びこれに基く政令に規定するものを除く外、監査委員に関し必要な事項は、条例でこれを定める。

地方制度調査会（平成9年2月24日答申）

「監査制度の改革に関する答申」のポイント

第1 基本的な考え方

- ・ 地方分権の推進に伴う新たな地方公共団体の役割を担うにふさわしい地方行政体制の整備・確立及び地方公共団体の行政の適正な運営の確保が必要である。
- ・ また、近年一部の地方公共団体で予算の不適正な執行が各方面から指摘されている。
- ・ したがって、地方公共団体の行政の適正な運営を確保するため、新たな観点を含め地方公共団体の監査制度の改革を進めることが必要である。
- ・ このため新たに外部監査制度を導入するとともに現行の監査委員制度についてもその充実を図るなど地方公共団体の監査制度について以下のような改革を行うことが適当である。

第2 外部監査制度の導入

1 外部監査制度導入の趣旨

(1) 地方公共団体の監査機能の専門性・独立性の強化という観点

- ・ 地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者の監査を導入することにより、監査機能の独立性・専門性を一層充実すべきである。

(2) 地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼を高めるという観点

- ・ 外部からの目による監査を導入することにより、地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼感が向上することが期待される。

2 地方公共団体の外部監査制度の具体案

(1) 当面導入すべき外部監査制度のあり方

- ・ 実現可能性、弾力性の観点を考慮し、地方公共団体がそれぞれ外部の監査能力を有する者の監査を受ける方式をまず導入する。

- ・ 共同の外部監査組織による監査を受ける方式については、上記の方式による外部監査の導入後の状況を踏まえさらに検討する。

(2) 外部監査契約の枠組みについて

ア 外部監査契約の概念

- ・ 包括外部監査契約と個別外部監査契約とする。
- ・ 包括外部監査契約は、毎会計年度、地方公共団体が外部の専門的な知識を有する者の監査を受けること等を内容とする契約とする。
- ・ 個別外部監査契約は、議会、長又は住民から、監査の要求又は請求があった場合、その要求又は請求に係る事項について外部の専門的な知識を有する者の監査を受けること等を内容とする契約とする。

イ 外部監査契約の相手方

- ・ 弁護士となる資格を有する者。
- ・ 公認会計士となる資格を有する者。
- ・ 国の行政機関や地方公共団体において監査等に関する行政事務に従事したことにより監査に関する実務に精通している者。

ウ 外部監査人の監査の枠組み

- ・ 監査委員の監査と相互に支障をきたさないように配慮するものとする。
- ・ 外部監査人は監査の事務を他の者に補助させることができるものとする。
- ・ 外部監査人の求めがある場合には、監査委員の監査に支障のない範囲で監査事務局の職員を協力させることができるものとする。

エ 外部監査人の監査に対する議会の関与

- ・ 議会は、外部監査人の監査について説明を求め、意見を述べることができる。

(3) 包括外部監査人の監査について

ア 包括外部監査契約を締結する地方公共団体

- ・ 都道府県・指定都市・中核市に契約締結を義務付ける。

- ・ 他の市町村は包括外部監査を導入する条例を定めた場合には契約締結をすることができることとする。
- ・ 包括外部監査契約は議会の議決を経て締結する。

イ 包括外部監査契約の締結

- ・ 同一の者と連続して長期にわたり契約を締結することができないような措置bを講ずる。

ウ 包括外部監査人の監査のあり方

- ・ 包括外部監査人の監査は、監査委員の監査に並んで行うものであり、その守備範囲との役割分担に特に配慮する必要がある。
- ・ 包括外部監査人は、必要と判断した事件を特定して、自己のイニシアティブbにより契約期間内に1回以上財務等の監査を行うこととする。
- ・ 外部監査の特性を活かすために、行政改革の観点にも特に留意する監査とする。
- ・ 条例で定めれば財政援助団体等の監査も行うことができるものとする。
- ・ 監査結果は議会、長及び監査委員等に報告し、これを公表する。

(4) 個別外部監査人の監査について

ア 個別外部監査契約を締結する地方公共団体

- ・ 個別外部監査を導入する条例を定めた団体の長、議会又は住民は、次の請求又は要求に当たって監査委員の監査に代えて、外部監査人の監査によることを求めることができる。
 - a. 有権者の50分の1以上の署名をもって請求する事務監査請求
 - b. 議会が請求する監査
 - c. 長が要求する監査
 - d. 住民が行う住民監査請求
- ・ 個別外部監査契約は議会の議決を経て締結する。
- ・ 住民監査請求に係る個別外部監査契約については、住民訴訟の前提となるものであることにかんがみ、特別の定めを検討する必要がある。

第3 現行の監査委員制度の充実

1 現行監査委員制度の改正の趣旨

- ・ 地方公共団体の監査委員は、地方公共団体の行政運営の適正の確保に資するため、これまで以上に適切な監査を行っていく必要があり、外部監査制度を導入する場合も、現行の監査委員の監査機能のより一層の充実が望まれる。このためには、現行の監査委員制度についてもより高い独立性・専門性・透明性等を確保する観点から、さらに改善を図っていく必要がある。

2 現行監査委員制度の改正の具体案

(1) 監査委員の職務の独立性及び専門性の確保

- ・ 当該団体の職員であった者を監査委員に選任する場合は1人に限ることとする。
- ・ 監査委員の選出方法及び議員選出監査委員の数のあり方については、様々な議論を踏まえて、引き続き検討する。

(2) 監査の実施体制の充実

- ・ 町村の監査委員の定数を2名にする。
- ・ 町村に監査委員事務局を設置することができることとする。その際規模の小さな町村については共同設置を推進することを検討する。
- ・ 都道府県からの職員派遣、市町村間の人事交流を検討する。
- ・ 監査委員、事務局職員の資質向上のため長期専門研修を行える体制を検討する。

(3) 監査の透明性等の確保

- ・ 監査の基礎となる事項の調査を委託した場合は、透明性・客観性を確保するため、委託した旨及びその結果を、当該監査結果の公表の際に明示することを進める。
- ・ 監査委員の監査の結果に基づく改善措置についての報告・公表を義務付けることとする。

監査委員条例改正について

16.6.17

1 監査委員を3人体制とする理由

- ① 民間の識見委員を含む3人体制とすることで、より幅広い視点からの監査が可能となるとともに独立性、透明性等を高め、市民により分かりやすい監査体制とする。
- ② 監査委員は独任制ではあるが、監査結果の報告や意見の決定は合議によることとされており、3人体制の方が合議の趣旨に沿うのではないかという考え方もできる。
- ③ 県内では都城市が非常勤3人体制、別府市も同様である。

2 非常勤化の理由

- ① 非常勤化しても、3人体制が円滑に機能することで監査機能は十分確保できると思われる。
- ② 県内では、常勤監査委員を置いているのは宮崎市のみ、宮崎市は人口25万人以上であることから常勤監査委員の設置が義務付けられている。都城市を含む7市は全て非常勤体制である。全国的に見ても、人口規模同程度の類似団体では約8割が非常勤体制である。

3 監査機能の低下にならないか。

- ① 財務監査でも行政監査でも、作業的には事務局が行い、監査委員は大所高所から適正な判断を下すことが求められており、監査機能の低下にはつながらないと思われる。
- ② 市民の立場が反映され、市民に分かりやすいという点から、監査機能の充実強化が図られるものと考ええる。

4 監査委員の見直しは行革には馴染まないのではないか。

- ① 今回の改正は、経費節減などを目的としたものではなく、時代の流れ、市民の関心の高まりなどに対応した監査体制の見直しが目的であり、その意味では行革の一環といえる。
- ② 民間の方を含めた色々な目で行政運営を見ていただくことが、監査体制の充実につながるものと思う。
- ③ 各市の状況
宮崎市、4人体制、内訳は、議員選出2人、民間1人、職員OB1人
都城市、3人体制、内訳は、議会選出、民間、職員OB
他の7市は、いずれも、議会選出と職員OBの組み合わせである。

5 識見委員2人はどういったメンバーになるのか。

- ① 識見委員2人については、基本的には民間の方と職員OBという考え方が一般的である。
- ② 県内外の監査委員体制で、2人体制においても、あるいは3人体制においても、行政経験者が含まれていない団体は殆んどないようである。
- ③ 議会、民間、行政の3つの方向から、それぞれの目で、それぞれの豊かな識見に基づき監査をしていただくことで、バランスの取れた監査体制となるのではないかとと思われる。

6 資格要件等

人格が高潔で、財務管理（予算事務、会計事務、契約事務、財産管理事務等で地方公共団体の財務に限らず私企業の財務でも差し支えない。）、事業の経営管理（単に地方公共団体の経営する事業に限らず、広く企業的な事業を指し、そのような企業の業務運営全般を意味する。）その他行政運営 に関し優れた識見を有するもの。

7 服 務

- ① 公正不偏の態度
- ② 守秘義務

8 職務権限

(1) 監査の目的

- ① 行政の適法性、妥当性の保障にあり、いかにすれば公正で合理的かつ効率的な行政を確保することができるか、にある。
- ② 副次的には、不正や非違の指導も生ずるが、重点は行政運営の指導にある。

(2) 監査の種類

① 一般監査

- ◇ 財務監査～地方公共団体の財務に関する事務の執行及び地方公共団体の経営に係る事業の管理の監査

定例監査・・・毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う
監査

随時監査・・・必要があると認めるときに抜き打ち的に行う監査

- ◇ 行政監査～監査委員が必要と認めるときは、一般行政事務についても監査を行うことができる。

平成3年改正により追加

- ・ 公正で能率的な行政の確保に対する住民の関心が一段と高まってきており、財務監査に加え、組織や職員配置、事務処理方法、その他行政運営全般についても必要に応じて監査する必要がある

② 特別監査

- ◇ 直接請求による監査
- ◇ 議会の請求による監査

- ◇ 市長の請求による監査
- ◇ 財政的援助団体への監査
- ◇ その他

決算審査、現金出納検査、指定金融機関等における公金の収納等の監査、他

(3) 監査委員が監査するにあたっての留意事項

- ◇ 最小の経費で最大の効果を上げるようにしているか
- ◇ 組織及び運営の合理化に努めているか
- ◇ 事務の執行が法令の定めるところに従って適正に行われているか